

## (案)

**会議傍聴の取り決め事項**

(趣旨)

1. 三次市学校規模適正化検討委員会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

2. 会議は、原則公開とする。

(傍聴の定員等)

3. 傍聴の定員は、10名以内とし、定員を超えた場合は抽選とする。ただし、会場の都合により、委員長は定員の人数を変更することができる。抽選の場合は、会議の開会時刻の15分前から開会時刻までに会議場において受付した者により行うものとする。会議の開会時刻以降の入場はできない。会議を傍聴しようとする者は、三次市学校規模適正化検討委員会議傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

(委員長の指示)

4. 傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の遵守事項)

5. 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・私語又は議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- ・みだりに傍聴席を離れること。
- ・携帯電話を使用すること。
- ・写真、映像等を撮影し、又は録音すること。ただし、あらかじめ委員長の許可を受けた者については、この限りではない。

(傍聴人の退場)

6. 傍聴人は、閉会後、速やかに退場するものとする。委員長は、傍聴人が取り決め

(案)

事項に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は傍聴人に退場を命じることができる。

(傍聴人への会議資料)

7. 会議で委員に配付する資料は、傍聴人に配付することができる。

(補足)

8. この取り決め事項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(案)

三次市学校規模適正化検討委員会議傍聴申出書

傍聴日時 平成21年 月 日

住 所

氏 名

その他